

いわき市農業委員会第5回総会議事録

1 開催日時

平成30年10月15日（月）13時30分から16時20分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（35人）

(1) 農業委員（24人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（11人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
渡邊梓	農政振興係 事務主任
石島大輔	農地調整係 事務主任
西山諒	農地調整係 事務主任

4 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第5回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>本日、司会進行役を務めさせていただきます、事務局次長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第5回総会議案書○ 許可申請に係る意見及び決定理由書○ 現地調査位置図○ 第4回総会議案説明書の訂正について○ 【資料1】空き家に付随した農地の別段の面積の設定について○ 【資料2】農業者年金加入状況・受給状況内訳○ 【資料3】平成30年いわき市農業委員会忘年会の開催について○ 【資料4】商用データベース講習会について○ 【紙袋入り】農業者年金加入推進啓発物品 <p>以上、9点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>次に、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号4番、遠藤重和委員よりお願い致します。</p>
4番 遠藤委員	<p>私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。</p> <p>— 憲章唱和 —</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集しております。議事に先立ちまして、草野庄一会長から、ご挨拶をお願い致します。</p>
草野会長	<p>いわき市農業委員会第5回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本来ですと、天高く馬肥ゆる秋ということで、青空が広がり、その下で稲刈作業を効率よく進める時期になっているはずですが、雨で遅れている方もいらっしゃると思います。そのように何かとお忙</p>

草野会長

しい中、委員の皆様には、ご参集頂き、感謝申し上げます。

さて、前回の第4回総会でご承認を頂きました、四倉、久之浜、大久地区の飯高敬一推進委員への委嘱状交付式を蛭田会長職務代理者同席のもと、10月1日に執り行いました。

このことにより、推進委員が条例定数となる32人体制となりましたことから、今後益々、推進委員と我々農業委員が一致団結して、農地利用の最適化を推進して参る所存でありますので、皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

先日、ある地区の地区審議会に出席したのですが、農業委員と推進委員の意思疎通がされていないとの話がございました。農業委員と推進委員は車の両輪でありますので、農業委員に推進委員から声が掛かった時は、相談に乗るということで、よろしくお願い致します。

さて、本日の総会は、農地法に係る許可申請等のほか、前回総会からの協議事項であります、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、平成31年農作業労働賃金標準額などについて、ご協議を頂くこととなります。

皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶と致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席は、おりません。委員24名全員の出席でございます。これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第5回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号10番 油座 勝三 委員

11番 新妻 信夫 委員

議 長
(草野会長)

以上2名にお願い致します。
また、書記は事務局にお願い致します。
なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。
これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。
次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。
それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について説明致します。
本日の第5回総会の議案、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件ございます。
詳細については、議案審議の際、担当より説明致します。
また、9月20日に開催されました、第4回総会の議案、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件ございました。
詳細につきましては、別添の資料「第4回総会議案説明書の訂正について」を配付しております。
内容については、住所における漢字の誤りが1箇所ございました。ご確認頂きますとともに、重ねて謝罪申し上げます。
なお、本日使用致します議案説明書につきましては、事前に送付させて頂いておりますが、ご持参していない方がいらっしゃれば、事務局まで申し出てくださるよう、お願い致します。
私からは以上です。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、「議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、議席番号2番、坂本和徳委員が該当しております。坂本和徳委員は、議案審議の際、一時退室をお願い致します。

その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の3ページを、お開き願います。

－議案第1号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

次の3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

はじめに、議案説明書の訂正をお願い致します。

番号2番の案件について、申請土地の表示の地目が畑とありますが、田の誤りでした。

これにより、合計面積については、田が7,405㎡、畑が1,148㎡となります。毎回の訂正となり大変申し訳ありません。

それでは、説明させていただきます。

番号1番、申請地は平外7筆、地目は全て田、面積は合計で6,972㎡でございます。

権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。

外2件、番号3番までは売買による所有権に移転でございます。

続きまして、番号4番、申請地は四倉町外2筆、地目は全て畑、面積は合計で788㎡でございます。

権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。

今月の3条申請面積は田7,405㎡、畑1,148㎡、合計8,553㎡でございます。

事務局 (金成主査)	番号1番から番号4番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
13番 鈴木(理)委員	議席番号13番の鈴木 理です。 番号1番から番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (金成主査)	番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 －議案第2号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書5ページをお開き願います。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。
議案説明書6ページをお開き願います。
配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。
番号1番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は1,651㎡、転用目的は資材置場です。
事業実施の確実性につきましては、当該農地は、隣接する小川が大雨のたびに水があふれ、それに伴い、小石まじりの土砂が流入してくるため、稲作を断念して現在に至っております。申請者は、土木事業を営んでおり、これまでは、業務に必要な資材をレンタルリース会社から直接、現場に搬入しており不便を感じておりました。そこで、業務の効率化のため、足場等の資材置場を確保したいという案件であり、事業実施は確実です。
以上1件、面積は田1,651㎡、合計面積も1,651㎡となります。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

14番
蛭田(秀)委員

議席番号14番の蛭田秀史です。
番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

議長 (草野会長)	次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の5ページをお開き願います。 －議案第3号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	<p>議案説明書7ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。</p> <p>配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>議案説明書8ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は798㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は駐車場です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、現在、被設定人は平地区の土地を駐車場として賃借していますが、土地所有者より移転を求められています。事業継続のためにも新たな駐車場用地の確保が必要であり、事業実施は確実です。</p> <p>番号2番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は661㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、農業従事者の確保が困難な状況にあり、農地の原野化防止を図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。</p> <p>番号3番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,036㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は資材置場です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、譲受人は主に鉄骨の製作及び建築鋼構造物工事業を営んでおります。東日本大震災以降、受注件数が増加し、資材及び加工品を置く場所が慢性的に不足している状態であり、作業効率の悪化や労働災害を惹起する恐れがあります。</p> <p>譲受人所有の工場周辺は宅地化が進み、敷地の拡張ができないことから、工場に近い計画地を資材置場として整備する案件であり、事業実施は確実です。</p> <p>番号4番、申請地は泉町、登記地目は田、転用面積は1,458㎡、権利移動事由につきましては、売買による所有権の移転、転用目的は駐車場です。</p> <p>事業実施の確実性につきましては、譲受人は、申請地の県道を挟んで向かい側にある会社の工場の業務を請け負っておりますが、工場敷地内の駐車場及び作業スペースが不足しており、繁忙の際に、</p>

事務局
(石島主任)

工場内での作業の安全確保が十分にできない場合があることから、工場敷地外に職員の駐車場及びトラックの待機場を確保したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は川部町、登記地目は畑、転用面積は343㎡、権利移動事由につきましては、使用貸借権の設定、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人とその家族は、両親及び祖父と同居していますが、このたび、弟も同居することとなり、また、申請人の子供も成長し、住居スペースが手狭となっております。

そこで、実家の援農が容易な距離にある申請地に住宅を建築したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は3,226㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は東日本大震災前からイノシシの被害が甚だしく、20年前頃から耕作を放棄して現在に至っており、申請地の原野化防止のための管理に苦慮しておりました。

そこで、被設定人が行っている再生可能エネルギー発電事業の一環である太陽光発電設備を設置すれば原野化防止が図られ、設定人の抱える問題を解消できる案件であることから、事業実施は確実です。

なお、番号7番につきましては資材置場としての一時転用案件、番号8番につきましては、小規模林地開発のための進入路としての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上8件、面積は田2,065㎡、畑7,070㎡、合計9,135㎡です。
説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

15番
高木委員

議席番号15番の高木眞一です。
番号1番から番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局 (石島主任)	番号7番、及び8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の6ページをお開き願います。 －議案第4号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の9ページをお開き願います。 現況確認証明願いについて説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、申請地は常磐、公簿地目は畑、現況地目は山林、面積は885㎡でございます。 非農地化した経過につきましては、地権者の実父が50年ほど前まで畑として耕作しておりましたが、その後、耕作放棄し、山林化し、現在に至っております。 以上1件、現況確認証明面積は畑885㎡でございます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

16番 木幡委員	議席番号16番の木幡仁一です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第4号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の7ページを、お開き願います。 －議案第5号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書11ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について説明致します。 次のページをお開き願います。 第12号は公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。 実施地区は平、勿来、四倉、三和。 借り手1名、貸し手58名、対象筆数、田144筆、畑3筆、面積、田187,918.30㎡、畑1,756㎡となっております。 第13号は新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。 実施地区は勿来。 借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田6筆、面積11,510㎡となっております。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画、平成30年度第12号。

事務局
(西山主任)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年10月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は錦町外1筆、現況地目、田、面積1,325㎡、外57件、詳細につきましては、記載のとおりです。

21ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第13号。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年10月31日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は勿来町外5筆、現況地目、田、面積11,510㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第12号から第13号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第5号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号2番、坂本和徳委員が該当しておりますので一時退室について、よろしくお願ひします。

－坂本和徳委員退室－

議 長
(草野会長)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局
(林係長)

議案書の8ページを、お開き願ひます。
－議案第6号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任)

議案説明書24ページをお開き願ひます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。

次のページをお開き願ひます。

番号1番、土地の所在は錦町外7筆、現況地目、田、面積9,936㎡、外23件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画(案)は先ほど可決した「議案第5号 いわき市農用地利用集積計画について」に基づくものであります。

これは、農地中間管理事業に関する交付金の申請のため、10月に農用地利用配分計画の意見の決定を行う必要があることから、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、以前に説明した通り、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たして

事務局 (西山主任)	<p>いると考えます。 説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>－意見無しとの声有り－</p>
議長 (草野会長)	<p>ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>－異議無しとの声有り－</p>
議長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 それでは、坂本和徳委員、入室願います。</p> <p>－坂本和徳委員入室－</p>
議長 (草野会長)	<p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の9ページを、お開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の28ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は常磐、登記地目は田、面積は492㎡、権利を取得した日は平成27年12月14日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年8月23日でございます。外27件ございました。 議案説明書35ページをお開き願います。 権利取得面積は田107,671.21㎡、畑41,900.84㎡、合計149,572.05㎡でございます。</p>

事務局 (西山主任)	以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の10ページを、お開き願います。</p> <p>－報告第2号を朗読、専決事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の36ページをお開き願います。</p> <p>農地法第4条届出について、説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は988㎡、転用目的は共同住宅用敷地、都市計画法上の区分は第一種住宅地域、工事着工年月日は平成30年10月10日、受理年月日は平成30年9月5日でございます。外4件ございました。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>転用面積は田3,916㎡、畑0㎡、合計3,916㎡でございます。</p> <p>以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。</p>
事務局 (林係長)	<p>議案書の11ページを、お開き願います。</p> <p>－報告第3号を朗読、専決事項を説明－</p> <p>詳細につきましては、担当者が説明致します。</p>
事務局 (西山主任)	<p>議案説明書の39ページをお開き願います。</p> <p>農地法第5条届出について、説明致します。</p> <p>次のページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は388㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は準工業地域、工事着工年月日は平成30年9月20日、受理年月日は平成30年9月5日でございます。外26件ございました。</p>

事務局 (西山主任)	議案説明書45ページをお開き願います。 転用面積は田15,966㎡、畑5,165㎡、合計21,131㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の12ページを、お開き願います。 －報告第4号を朗読、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書46ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明致します。 1番、土地の所在地は川部町外7筆、現況地目は全て田、面積は計7,808㎡でございます。 土地の引渡し時期は平成30年8月15日でございます。 外1件、田が11,030㎡、畑が0㎡、合計面積は11,030㎡でございます。 以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。 これを持ちまして、本日の議事は全て終了致しました。 これより、休憩と致します。この部屋の時計で、14時45分まで10分間休憩と致します。 －14時35分～14時45分 休憩－
議 長 (草野会長)	全員お揃いのようなので、再開致します。 これより、協議事項に移ります。 はじめに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水主任)	それでは、事務局より申し上げます。 前回の総会でお配りしております、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)をご覧ください。

事務局
(早水主任)

委員の皆様には、再度改めてのお話となりますが、この指針(案)は、前々回8月の総会で承認頂きました、指針の策定スケジュールに基づきまして、本日、この総会の場で農業委員の皆様のご意見等を頂きたいと思っております。

本日、頂きます意見を踏まえまして、推進委員の皆様には、今月29日の月曜日に推進委員全体会議を開催致しまして、この指針(案)をお示しし、ご意見等を頂く予定としております。

この指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条において「農業委員会は、指針を定めるように努めなければならない。」とされているもので、言わば、本市の農地利用の将来像を描くものとなります。

指針の作成にあたっての3つの大きな柱は、

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化について
- 3 新規参入の促進について

ということで、それぞれの項目毎に目標値を設定させて頂いたところでございます。

前回9月の総会の際に、この指針(案)を委員の皆様にお示し致しまして、持ち帰り、内容をご検討頂いたかと思っております。

本日は、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願い致します。

事務局からは以上でございます。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より説明がございました。

前回の総会で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局より協議の叩き台として、提案がなされていたところでございます。

委員の皆様には、持ち帰ってお読み頂き、内容について検討して頂いていたかと思っておりますが、何かご意見等があれば、お伺い致します。

24番
佐藤委員

指針とは違うのですが、推進委員によっては、担当する面積が多くて大変であるというような話を聞きました。調査面積の少ない推進委員が他の地区でお手伝いをする事は、どうなのでしょう。

議 長
(草野会長)

推進委員の担当地区の面積バランスの問題ということで、今回の協議事項である指針とは別のご質問となります。

事務局、いかがですか。

事務局
(早水主任)

推進委員の皆様方の活動エリアにつきましては、当初に事務局(案)としてお示しし、推進委員の皆様方の了解を得た上で、活動を始めていただいております。只今、佐藤委員からお話がありましたとおり、中山間地域を担当する推進委員の方につきましては、面積が広かったり、現場に行くまでが大変であったりと、地域差があるということは認識しております。それらの問題につきましては、推進委員間での協議が整えば、柔軟に対応して頂ければと考えております。

議長
(草野会長)

10月29日には、推進委員の全体会議がございますので、そのような場で意見交換ができればよろしいのかなと思います。

その他、ご意見等が無いようでありますので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)につきましては、10月29日の月曜日に開催されます、農地利用最適化推進委員全体会議における推進委員からのご意見等も踏まえた上で、事務局により最終的な文言の整理等を行い、次回の総会におきまして、議案として提出することにしたと考えてますが、皆様、よろしいでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご異議が無いようでありますので、そのように進めていくことと致します。

これをもちまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についての協議を終了致します。

次に、平成31年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(渡邊主任)

今回の協議は、前回にお示しした資料に基づきまして、委員の皆様にご検討頂き、その結果を集計したいと考えております。

それでは、資料の概要について、ご説明させていただきます。

まずは、平成31年農作業労働賃金標準額策定協議資料をご用意いたします。

2ページ以降がアンケート調査の結果となっております。

9ページから16ページまでがアンケート調査結果を見易いようにグラフ化した資料となっております。ほぼ全ての項目で8割以上の方が設定されている金額が適当との結果となっております。

また、高い又は安いと答えられた方の傾向としましては、頼む方では標準額が高い、つまり「できる限り安くしてもらいたい」との傾向があり、頼まれる方では標準額が安い、つまり「できる限り高くしてもらいたい」との傾向があります。

事務局
(渡邊主任)

5 ページ、6 ページには、新たに設定してほしい項目として意見のありました10項目、また7 ページから8 ページには自由意見として頂戴致しました14項目が記載してあります。

次に、平成31年農作業労働賃金標準額策定参考資料をご用意いたします。

1 ページには、いわき市に隣接している市町村の標準額を比較しております。

2 ページ、3 ページには、県内主要市の標準額を比較しております。周辺町村と比較すると本市の標準額は高い傾向にありますが、県内他市と比較した場合には、平均的な金額であるようです。ただし、これらは全て整理田を基準としており、行政規模によってほ場整備が進んでいる自治体とそうではない自治体でも差は生じるものであると考えられることから、各自治体によって金額の差は生まれるものであるのではないかと考えられます。

6 ページ以降には参考までに他自治体の標準額表の写しを添付してございます。

次に、協議の中心になろうかと思われ、新たに設定してほしい作業項目について、簡単に説明させていただきます。協議資料の5 ページをお開き願います。

籾殻処理料の設定につきましては、昨年も要望がありましたが、籾殻は事業系一般廃棄物に該当することから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を受けますので、農作業労働賃金標準額において、籾殻処理費を定めることはできないものであり、委託者が持ち帰り、水田に漉き込むのか、受託者が何らかの方法で処理するのか、どのように取り扱うかは当人同士の話し合いによるものであります。

機械の輸送費につきましても同様に、過去数年間要望はございますが、白ナンバー自動車での営業行為を農作業労働賃金標準額で定めることはできないことから、設定しないものであります。

次に、その他項目と致しまして、「ブロードキャスターによる施肥について、1 回の単価が不明確である」との意見がございました。

なお、参考資料の7 ページ郡山市においては、ブロードキャスターの単位は10アールとしており、10 ページの二本松市においては、単位は100キロとしております。既に設定している自治体においてもその単位は統一されていないものであります。

本市においては、この1 回というのは種類毎であり、2 種類ふれば1,000円、3 種類ふれば1,500円という意味であると理解しております。ただし、二本松市のように重さの単位が読み取りにくい部分がございます。

事務局
(渡邊主任)

また、あぜ草刈の反当りの標準額設定につきましては、あぜの高さや、圃場整備の有無によっても面積単位で決めると不公平感が出る等の意見から時間単位となっております。

以上、簡単ではございますが、資料のご説明をさせていただきました。委員の皆様におかれましては、現行の作業項目を基礎とし、追加・削除を含めた作業項目の構成及び摘要欄に記載されております金額を含めて、標準額の値上げ・値下げ・据え置きについて、ご協議頂きたいと思っております。

また、今回を含め協議回数は残り2回となります。意見が整った際には、農協の承認後、12月に議案提出致します。

よろしくお願い致します。以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より説明がございました。今回より具体的な検討に入るわけではありますが、その進め方について、委員の皆様からのご意見をお伺い致します。

これまでの農作業労働賃金標準額検討委員会では、新たに設定してほしいと要望のあった項目から検討作業を始めております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

それでは、新たに設定してほしいと要望のあった項目から、具体的な協議を始めさせていただきます。

協議資料の5ページをお開き願います。10項目の要望が記載してあります。1番目から進めて参ります。

まずは、水田作業、自動車による運搬作業ということで、新たに設定してほしいという項目ですが、事務局からは何か説明はございますか。

事務局
(渡邊主任)

水田作業、自動車による運搬作業ではありますが、機械輸送費と同じ解釈でよろしいかと思われます。

議長
(草野会長)

水田作業とは書いてありますが、9番目に記載してあります、機械運搬と重なるものと思われます。

この件については、先程、事務局から説明があったとおり、設定できないものと考えられますので、協議しないこととします。

次に、2番目の水田作業、ブームスプレーヤー使用の場合として、受託した農家からの要望であります。この件については、どうでしょうか。

10番 油座(勝)委員	ブームスプレーヤーは、主に畑作農家で使用しているものです。水田作業では使用していないと思います。
5番 藁谷委員	水田でも使用している人がいます。ブームに液体の除草剤を入れて散布できます。多少、稲を踏んでしまいましたが、ほぼ影響はありません。
24番 佐藤委員	実際には、この場で検討するほど、この機械を使っでの作業は、一般的ではないというのが実態ではないでしょうか。
7番 草野(久)委員	時期尚早です。
議 長 (草野会長)	要望があったため、検討している状況です。箱崎委員については、この機械を所有しているようですが、このような事例はありますか。
8番 箱崎委員	水田で使用したことはありません。ほ場条件も影響します。頼まれたことはありません。
議 長 (草野会長)	この作業項目は、一般的では無いため、今回は見送りたいと思いますが、賛同する方は挙手願います。
	—挙手多数—
議 長 (草野会長)	今後も要望として出てくる可能性はありますが、今回は見送ることとさせていただきます。 次に、3番目のトラクターに備え付けた草刈機での作業、スライドモア等かと思いますが、農業委員の方から要望があったようです。これについては、どうしますか。
12番 佐川委員	休耕地は増加してくる傾向にあると思うのですが、人の背丈ほどある草だと、トラクターに係る負荷、燃料費などは草丈によって異なると思うのですが、トラクターに備え付ける草刈機を使った場合の料金基準が無いものですから、請け負う方も困っていると思いを提案しました。
5番 藁谷委員	トラクターに備え付ける草刈機は2種類あります。ロータリーで刈るタイプと、トラクターの後ろに付けて角度を変え、畔まで刈れるタイプがあります。どちらを使うかにもよるかと思います。

- 議 長
(草野会長) 私のところでは、集落で所有し、個人で草刈りをすべき場所も地域で対応しましょうとしております。料金は頂いておりません。個人的に所有しているということであれば、作業料金は必要であると思いますが、要望があった項目を入れるか入れないかを考えなければいけません。
- 24番
佐藤委員 出席委員の中で、この作業を請け負っている人が参考までに作業料金はいくら位とだしてもらえればよいのですが、これもあまり一般的では無いと思います。私も休耕地は増えていくのかと思います。しかし、この場で議論するには、まだ早いのではないのでしょうか。
- 5番
藁谷委員 休耕地、遊休農地の草刈りには、自走式(乗用式)の草刈機を中山間地域では使っているのが一般的です。
- 24番
佐藤委員 現に皆がこの機械を使って草刈りをしているから、作業料金を設定してほしいというのなら理解できるのですが、多分そうなるだろうということで、農業委員会が標準額を設定するということが定期的に早いのではないかと思います。
- 5番
藁谷委員 遊休農地の草刈りは、補助を貰って自走式で実施しているという状況で、個人が請け負うケースとは違います。勿論、単価も個人が請け負うものとは違うと思います。
- 議 長
(草野会長) この作業項目を新たに設けるのであれば、単価も決めなければいけませんので、それを証明できるような事実が無いといけません。機械の損料や人件費から算出して、この単価というような計算をしなければならぬと思います。私の地元で所有している方はおりますが、その方は何か行事があるとボランティアで道路脇の草刈りを実施してくれます。料金設定などはしておりません。今回は見送って、次回以降で必要があれば、再度検討するということがいかがでしょうか。
- 2番
坂本委員 皆様がおっしゃるとおり、遊休農地は増えてくるとは思いますが、この作業料金を安く設定してしまうと、遊休農地がますます増えてしまう恐れがあるのではないのでしょうか。お金を払って草刈りをして貰えばよいというような考え方では困ります。設定するのであれば、心を鬼にして高めの作業料金にしないといけないのではないのでしょうか。ちなみに、4・5年前ですが、機械を所有していたので、草刈りを実施してほしいという依頼がありました。津波被害のあつ

2番
坂本委員

た地域なので、水田の中に津波で流されてきたもののがかなりの数・種類入っており、機械を相当痛めたので、安くては請け負うことはできません。

議長
(草野会長)

来年以降の傾向で判断していきたいと思います。耕作放棄地対策で有効だと判断されれば、台数も増えていくでしょうから、そうなれば作業料金を設定して、項目を設けることもできるのではないのでしょうか。それでいかがでしょうか。

－異議無しの声有り－

議長
(草野会長)

今回は設けずに、次回以降の課題としたいと思います。
4番目の季節雇用ですが、これまで意見は出たことがありませんでした。皆様、いかがでしょうか。
これは、作業労働では無く、雇用労働が基準となります。

10番
油座(勝)委員

作業別の労働賃金基準が別にありますので、農業委員会で設ける必要は無いと思います。

議長
(草野会長)

そのとおりだと思います。雇用労働作業の方で別に議論できればと思います。
5番目の花卉部門の設定ですが、詳しいことが何も記載されておらず、議論ができないと思います。ハウス栽培や露地栽培がありますし、数も少ないと思います。その業種の中で基準を決めればよいものであって、新たな項目として設けないということによろしいのでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

次に、6番目のラジコン等機械オペレーターですが、いかがでしょうか。

10番
油座(勝)委員

農協や農業共済組合で防除を実施しておりますし、そちらの単価を基準にすればよいのではないのでしょうか。個人でドローン等を所有している方はいない、又はごく少数だと思います。航空防除は農協や農業共済組合で取りまとめているのがほとんどだと思います。この項目はまだ考える必要は無いと思います。

議 長
(草野会長) 防除での設定があると思いますので、そちらの基準で実施すればよいものとし、農作業労働賃金では設定しないことでいかがでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) そのように致します。
7番目のハウス内の作業についてですが、これは雇用労働作業を基準とすればよいことですので、新たに設定しないことでいかがでしょうか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) そのように致します。
8番目の籾摺り、籾殻処理料の設定については、先程の事務局説明のとおり設定しないことと致します。

6番
鈴木(義)委員 籾摺りをすれば、籾殻が出ます。籾殻をどう処理しているかというのと、水田に撒いていました。震災前までは、籾殻がほしいという方がいて、持って行ってもらいましたが、震災後はそのようなことが無くなってしまいました。我々の地区では4人が専業農家で請け負っていますが、非常に困っています。できれば、1反歩や3反歩の料金を設定してほしいと思います。受託した場合に、稲刈りをして籾摺りをしたときに、地権者の水田に撒いてもよいですとなれば別ですが、籾摺りだけをしている人は撒きようがなく、自分所有の水田に入れているだけなのです。標準額表にも掲載されていないので、お客様にも請求できません。今年ではなくても構わないので、1反歩や3反歩あたりの標準額として、処理料という形で考えて頂きたいと思います。

7番
草野(久)委員 お金を貰うと、産業廃棄物としての関連がありますよね。お金を貰わないでやっている分には構いませんが、貰った場合には、廃棄物の処理となってきますよね。事務局で調査してください。

5番
藁谷委員 その問題は、昨年までで結論は出ています。事務局で説明してください。

事務局
(坂本主査) 草野委員がおっしゃるとおり、籾殻は事業系一般廃棄物となります。運搬だけと申しましても、廃棄物を収集、運搬、処理する場合

事務局 (坂本主査)	<p>には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が関係してくるため、無許可の方が業としてお金を貰って処理するとなれば、その行為は法律違反となる可能性があります。よって、標準額として設定することはできませんし、仮に標準額表に掲載してしまうと、あたかも誰でもできるかのような受け取り方をされてしまい、法律違反を助長することになりますので、設定することはできません。</p>
6番 鈴木(義)委員	<p>簡単に言えば、糶摺料金に上乘せすればよい訳です。農家が困っているのですから、難しいことを言わないでください。例えば30キロで100円だったら、30キロで150円に糶摺料金を値上げすればよいことでしょう。</p>
議長 (草野会長)	<p>平窪や赤井の農家であれば、梨農家に引き取ってもらうなど、試行錯誤していることは事実です。</p>
6番 鈴木(義)委員	<p>このことは将来的に考えて頂かないと、大変困っている問題です。農協にも相談したのですが、他の県では、カントリーエレベーターから出てくる糶殻で糶殻堆肥まで行っているようです。担い手に集約されてきたときに、このような問題は出てくると思うので、糶摺料金の他に処理料を上乘せすることで長期的に考えて頂きたいと思います。</p>
議長 (草野会長)	<p>行政側で食品残渣を含め、堆肥を作っている施設は他自治体にあります。いわき市に対しては、私も申し入れたことはあります。本来であれば堆肥にして農家に戻してあげるところまでの施設を造れば、今後は解消する問題だと思います。今後もそのような意見が出てきた時には、様々なケースを考えて対応していきたいと思います。法律の問題もありますので、今回は新たに設けることはしないことと致します。</p>
22番 木田委員	<p>私の地区では、苺をはじめとして野菜作りに一生懸命です。糶殻は堆肥を作るため、各農家は決められた場所に運んで堆肥化しています。そこでできた堆肥は、各自が水田や畑に運んで、それぞれ使っています。糶殻については、大変重宝しております。2、3年前には、農業委員で秋田へ視察に行き、糶殻を使用(燃料)して、冬場のビニールハウスの熱源にするボイラーも視てきました。</p> <p>私達の地区では、糶殻を適正に処理しているので、糶摺料金に糶殻の処理料金分を単に上乘せして、高くすればよいというような考え方はやめてください。</p>

議 長
(草野会長)

非常に参考となるお話を聞かせて頂きました。委託側と受託側では考えも違いますし、問題になっていることだと思います。今年に入れることはできませんので、次回以降の参考意見として頂戴しておきます。

9番目の機械運送費は、1番目の自動車による運搬作業と同じですので、新たに設定しないものです。

10番目の水田均平作業については、普通に代掻きするための機械以上に大きな機械があるのではないかと思います。そのことを意味しているのでしょうか。GPSを使いながらとなるようですが、特殊な機械になるものと思われます。

24番
佐藤委員

農業委員からの意見なので、本人に説明して頂いたらどうでしょうか。

19番
油座(盛)委員

近所の方からのお話です。代掻きを頼まれたのですが、1回ではどうしても平らにならない、2回、3回と同じ作業をしているようですが、1回分しか料金を頂けなかったということがあるそうです。何か決まりがあれば、その分の料金が請求できるのだけれどもとの意見でした。

議 長
(草野会長)

割増料金ということですか。

19番
油座(盛)委員

作業を始める際に、お互いに話し合いをしておくことを伝えておきました。

5番
藁谷委員

レーザーで測定しながら、ほ場を均平にする機械があります。かなり高額です。

9番
松本委員

セッティングを含めて、素人ではできません。

5番
藁谷委員

機械が大きいので、1反区画の水田では使用できません。いわきでは無理があります。

議 長
(草野会長)

代掻きの回数の問題であれば、割増分は相対で決めてくださいということ。新たに設定はしないことと致します。

以上で、新たに設定してほしいと要望のあった項目の検討は終了します。本日はここまでと致します。

議 長
(草野会長)

次回、11月の総会時に引き続き協議をさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

次に、空き家に付随した農地の別段の面積の設定について、事務局の説明を求めます。

資料1、空き家に付随した農地の特段の面積の設定についてをご覧ください。概要を説明させていただきます。

事務局
(林係長)

1 空き家バンクについて

国土交通省では、都市部の住民における「農山漁村に移住してみたい」という潜在的なニーズに応えるため、空き家を地域の資源と考え、地域の合意形成の中でこうした資源を活用した地方創生や地域活力の維持・向上を図ることを目的に、空家等対策計画に基づき、総合的な空き家対策を推進しております。

本市では、市とNPO法人いわき住まい情報センターが協定を締結し空き家バンクの運用を行っているところでございます。

2 農地付空き家について

空き家バンクに登録された物件の中で、「農地付空き家」の農地の権利取得については、農地法第3条第2項第5号の規定により原則として、取得後の農地面積の合計が50a以上となる必要があります。

しかし、空き家バンクの取組を通じて農地付空き家の情報提供を行い、移住希望者を募る場合には、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に別段の面積を設定することが可能となっております。

3 本市の農地の権利取得に係る下限面積要件について

農地の権利取得については、取得後の農地面積の合計が50a以上となる必要がありますが、耕作放棄地が多数あり、小規模農家が増えたとしても地域での効率的な農業に支障が生じない地域においては、新規就農促進を目的として、平成21年12月21日の農地部会において、下限面積の例外を決定し、総会に報告後、翌22日に公示しているところでございます。

4 農地法に関する整理

農地法施行規則第17条において、地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能とされております。

(1) 平均規模が小さい地域

事務局
(林係長)

自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の地区について、別段の面積未滿の農地を耕作している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作している者の総数の概ね4割を下回らないよう、10a以上の面積で設定が可能。

(2) 担い手が不足している地域

遊休農地等が相当程度存在する区域について、当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、任意の面積の設定が可能。

まとめますと、法的には、農地法施行規則第17条第2項において、設定地域とその周辺の地域における農地の保有や利用の状況と将来の見通し等からみて、「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を別段の面積とすることができるものです。

5 今後の取扱いについて

空き家バンクに登録された農地付空き家で「別段の面積に係る農地指定の申出」が提出された場合に、中山間地等、担い手が不足している地区の新規就農を促進することを目的に、個別の事案毎に、農業委員会総会において、別段の面積の設定について議決を求めます。

6 農地付空き家の別段の面積の事務フロー

(1) 農地法第3条許可申請と別段の面積に係る農地指定の申出

空き家バンクに情報を登録した物件について、利用者が居住と新規就農を目的に物件の権利取得を希望した場合に、「農地法第3条許可申請」と併せ「別段の面積に係る農地指定の申出」を農業委員会に提出する。

(2) 現地調査など

農業委員と事務局職員で現地調査を行う。農地の状況や周辺環境の確認を行う。

(3) 農業委員会で別段の面積の設定及び公示

農業委員会総会において、「農地法第3条許可申請」の権利移動について審議を行うと共に、「別段の面積に係る農地指定の申出」について、総会での議決を以て、別段の面積を設定し、公示する。

公示後において、農地法第3条許可書を交付する。

事務局 (林係長)	このような流れを想定しております。 以上です。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。委員の皆様には、事務局説明のとおり ご承知願います。
21番 和田委員	よろしいでしょうか。最後に質問させていただきます。 農地中間管理機構との契約の中に、借賃の欄があり、1類1等と 書いてあります。コシヒカリで1等米ということなのでしょうが、 生産者の方で検査して地代を払っている人は実際にいますか、いな いのではないのでしょうか。何を根拠に1等と書いてあるのか知りた いと思っていました。私たちも貸し借りで必ずコシヒカリ1等と書 くのですが、検査をしていないのにどうして書けるのでしょうか。 先程の粃殻の廃棄物の問題や車両運搬の白ナンバーの問題、そこま で詳しくやるのなら、これも詳しくやらないとおかしいでしょう。
議 長 (草野会長)	事務局、答えられますか。
事務局 (林係長)	和田委員のおっしゃることは最もです。ただし、こちらにつきま しては、個人が契約書を取り交わす際に、このような表現を用いて 契約されているものでございます。読んで字のごとく、1類1等、 コシヒカリの1等というような記載をして契約するものであると思 いますが、実際にその水田からとれたお米から何キロを貸し手 の方にお渡しするかです。契約書には、1類1等となっているので すが、自分の土地でとれた米が1類1等かどうか確認をして、お渡し している方はいらっしゃらない、和田委員がおっしゃるとおりだ と思いますが、契約書上はこういった形となっております。契約内容 は自由に設定することが可能でございますので、1類1等何キロと いうのは、利用権を設定する方々で自由に契約書に記載することが できます。あくまでも契約書の記載内容を議案説明書には掲載して いるということでございます。
議 長 (草野会長)	和田委員、以上のような説明でご理解頂けますか。
21番 和田委員	私達からすれば、それがおかしい訳です。検査してもらって、保 証してもらった訳です。米がコシヒカリではなかったとなったときに、 第3者の責任になる訳です。未検査米だったら未検査米でよいので

21番
和田委員

すが、農地中間管理機構とは公の機関ですよね。公の機関の書類にこういったことが記載されるのであれば、先程の説明はおかしいのではないのでしょうか。検査するのは面倒ですよ。しかし、逆の立場になった時に、先程、作業料金が安い・高いとありましたが、その辺について、私は相対でよいと思っています。このように文書で書いてあることはきっちりしてもらわないと、私達、農業委員のメンバーですら、検査している人がいないというのは、問題だと思います。

議長
(草野会長)

後日、詳細を調べた上で対応したいと思います。

5番
藁谷委員

私が契約をしているのは、1等とかではなく、米の品種だけで契約しています。農地中間管理機構との契約です。

21番
和田委員

ここに記載されているということは、口約束ではない訳です。藁谷委員はそうにおっしゃるかもしれませんが、契約書上は1類1等となっていますので、それは訴えられますよ。

5番
藁谷委員

コシヒカリ何キロということで、契約書に書いてあるのです。

21番
和田委員

それは、コシヒカリとは言えないです。

5番
藁谷委員

私はコシヒカリです。

21番
和田委員

それは、正式に検査していないと、コシヒカリとは言えないですよ。

事務局
(林係長)

議論の内容はわかりました。農業委員会事務局の立場としては、契約書に記載されたことが全てで、記載されているのが1類1等となっていれば、そのとおりに納めて頂くのが筋であると思います。その後に検査まで求めるかどうかになってくると思います。

21番
和田委員

だから、検査しないとわからないでしょう。

事務局 (林係長)	当然です。
議長 (草野会長)	これは、いわき市だけのものではないので、農地中間管理機構は他の地域でも対応しているので、ここで結論が出るものではありません。この表記はおそらく変えることはできないのではないのでしょうか。事務局で他の事例も調べて参考にしてください。
事務局 (林係長)	他市の状況を調べまして、後日、報告させて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。
議長 (草野会長)	和田委員には、他市の状況も調べるということなので、ご了解ください。 それでは、その他に移ります。事務局で何かございますか。
事務局 (野木係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業者年金加入状況・受給状況内訳について ➡ 第2四半期の状況を報告した。 2 平成30年度いわき市農業委員会忘年会の開催について ➡ 案内文を配付した。 3 商用データベース講習会について ➡ 案内文を配付した。 4 農業者年金加入推進啓発物品の配付について ➡ 啓発物品を配付し、加入推進活動の実施を依頼した。
議長 (草野会長)	ありがとうございました。 その他、委員の皆様から何かございますか。
13番 鈴木(理)委員	<p>ー鈴木 理委員より、農業委員会手帳の全員(農業委員・推進委員)購入について提案・依頼ー</p> <p>➡ 農業委員については、全員購入することです了承された。 推進委員については、10月29日(月)開催予定の推進委員全体会議の際に草野会長から提案・依頼することとなった。</p>
議長 (草野会長)	これをもちまして、いわき市農業委員会第5回総会を閉会致します。